

県内の感染状況（警報レベル）及び全国の感染状況

お知らせ

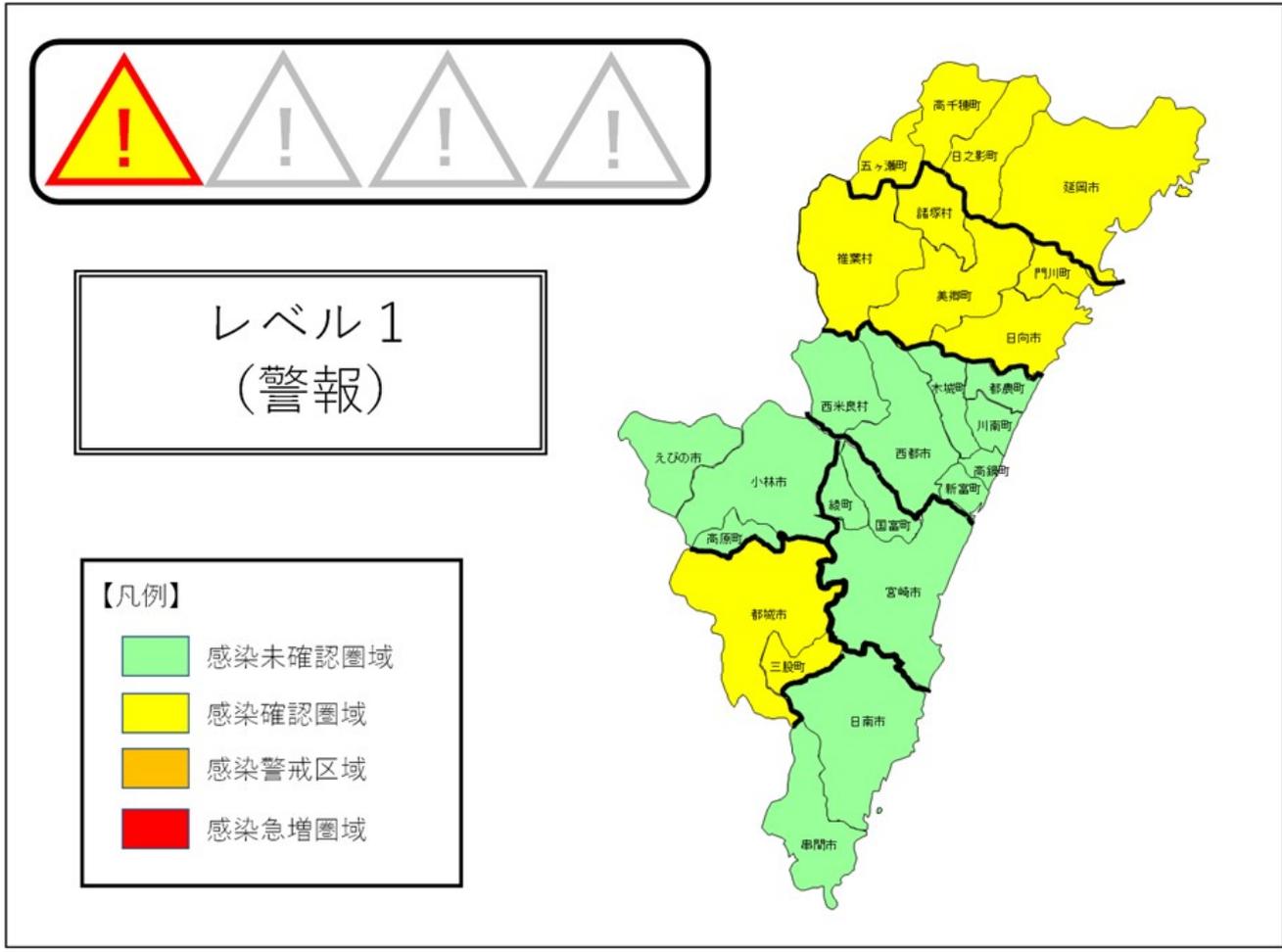
- 10月20日：都城・北諸圏域を「（緑）感染未確認圏域」から「（黄）感染確認圏域」へと変更しました。
- 10月19日：宮崎・東諸圏域を「（黄）感染確認圏域」から「（緑）感染未確認圏域」へと変更しました。
- 10月19日：県内の警報レベルをレベル2（特別警報）からレベル1（警報）へと変更しました。
- 10月18日：「[注意すべき県外の地域](#)」を更新しました。
- 10月17日：患者発生届取り下げに伴い、西都・児湯圏域の感染状況区分の変更（「（緑）感染未確認圏域」から「（黄）感染確認圏域」への変更）を取り消しました。
- 10月15日：西都・児湯圏域を「（緑）感染未確認圏域」から「（黄）感染確認圏域」へと変更しました。
- 10月13日：都城・北諸圏域を「（黄）感染確認圏域」から「（緑）感染未確認圏域」へと変更しました。
- 10月11日：「[注意すべき県外の地域](#)」を更新しました。
- 10月11日：県内の警報レベルをレベル3（感染拡大緊急警報）からレベル2（特別警報）へと変更しました。
- 10月9日：小林・えびの・西諸圏域を「（黄）感染確認圏域」から「（緑）感染未確認圏域」へと変更しました。
- 10月7日：西都・児湯圏域を「（黄）感染確認圏域」から「（緑）感染未確認圏域」へと変更しました。
- 10月6日：日南・串間圏域を「（黄）感染確認圏域」から「（緑）感染未確認圏域」へと変更しました。
- 10月4日：「[注意すべき県外の地域](#)」を更新しました。
- 10月1日：県内の警報レベルをレベル4（緊急事態宣言）からレベル3（感染拡大緊急警報）へと変更しました。

[これまでの履歴はこちら](#)

県内の感染状況（警報レベル）

現在の宮崎県内の状況は[レベル1（警報）](#)です。

（令和3年10月20日現在）



県内の感染状況地図 (JPG : 97KB)

- 感染確認圏域：延岡・西臼杵圏域、日向・東臼杵圏域、都城・北諸県圏域
- 感染未確認圏域：西都・児湯圏域、宮崎・東諸県圏域、小林・えびの・西諸県圏域、日南・串間圏域

警報発令の目安

| 表示 | 発令目安 | 対応例 |
|----|--|--|
| | レベル4 (緊急事態宣言) ・国指標ステージ4相当 (各指標を総合的に判断) | ・全域において、赤圏域の対応 ・その他の必要な対応 |
| | レベル3 (感染拡大緊急警報) ・国指標ステージ3相当 (各指標を総合的に判断) | ・緑及び黄にあっては黄圏域の対応、赤圏域は赤圏域の対応（オレンジ区域は個別に設定） ・全域における、その他の必要な対応 |
| | レベル2 (特別警報) ・黄圏域が3つから4つ以上 ・オレンジ区域が1つ以上 ・赤圏域が1つ以上 | ・圏域毎に緑、黄又は赤圏域の対応（オレンジ区域は個別に設定） |
| | レベル1 (警報) ・黄圏域が1つから3つまで | ・圏域毎に緑又は黄圏域の対応 |
| | レベル0 (持続的な警戒) ・全ての圏域が緑 | ・県全域において緑圏域の対応 |

圏域ごとの感染状況の区分と行動要請例

| 圏域ごとの感染状況の区分 | | 行動要請例 | | |
|--------------|--|--------------------------------|-----------------------|----------------|
| 区分 | 一例（以下を目安として、総合的に判断） | 県民への要請（外出） | イベント主催者への要請 | 事業者への要請 |
| 緑 | 感染未確認圏域 ・新たな感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している | ○制限なし | ○国基準を準用 | ○ガイドライン遵守 |
| 黄 オレンジ | 感染確認圏域 ・新規感染者が一定に収まっている | ○状況に応じ、慎重に（過去のクラスター発生施設等に注意） | ○国基準を準用（状況に応じ判断） | ○ガイドライン遵守 |
| | 感染警戒区域（※） ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国基準ステージ3相当又はそのおそれがある | ○感染機会に繋がる場面（会食等）の一定の制限（人数、特典等） | ○国基準を準用（特に会食を伴う場面は制限） | ○状況に応じ、感染機会の制限 |
| 赤 | 感染急増圏域 ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国基準ステージ4相当又はそのおそれがある | ○原則、外出自粛 | ○国基準を準用（特に会食を伴う場面は制限） | ○感染機会の制限 |

※黄圏域内において、感染が急増している市町村単位などの区域（市町村と区域の設定を協議）で設定

本県における圏域ごとの感染状況の区分に応じたイベント主催者への要請について

| 区分 | 人数制限 | 会食制限 | 備考 |
|--------------------------------|--|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 感染未確認圏域（緑） | (1) 次の収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（＝両方の条件を満たす必要） ○収容率 大声無し 100%以内 （収容定員なし：密にならない程度の間隔） 大声有り 50%以内 （収容定員なし：十分な人と人との間隔（1m）） | なし | 国基準「その他道府県」を準用 |
| 感染確認圏域（黄） ↓ 感染警戒区域（オレンジ） | | あり（イートインコーナーやテーブルの設置など会食につながる場面を制限） | ・人数制限：国基準「その他道府県」を準用 ・会食制限：県対応方針 |
| 感染急増圏域（赤） | (3) 次の収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（＝両方の条件を満たす必要） ○収容率 50% （収容定員なし：十分な人と人との間隔（1m）） ○人数上限 5,000人 ※ただし、要請開始前までに販売したチケットについては、キャンセル不要の扱いとする。 | あり（イートインコーナーやテーブルの設置など会食につながる場面を制限） | 国基準「緊急事態措置区域」を準用 |

イベント開催時の収容人数等の制限について（国基準）

感染状況に応じたイベント開催制限等について（6/17～の取扱い）

| | 収容率※4 | 人数上限※4 | 営業時間短縮 |
|--------------------------------------|---|---|---------|
| 緊急事態措置区域 | 50% | 5,000人 | 21時まで |
| まん延防止等重点措置 | 大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内 | (まん延防止等重点措置の都道府県) 5,000人 | 都道府県の判断 |
| 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置解除後の経過措置 (約1か月) | | 5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方 注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人 →実証時20,000人に緩和。 | |
| その他都道府県※3 | | 5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方 | |

- ※1 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。
- ※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。
- ※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。
- ※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

1

※[イベント開催時の必要な感染防止策等](#)（PDF：1,107KB）

宮崎県における感染者状況一覧

- [宮崎県における感染者状況一覧](#)

注意すべき県外の地域

令和3年10月18日現在

【注釈】原則、毎週月曜日更新

※現在は全都道府県を対象とした往来自粛の要請は終了しておりますが、感染流行地域、感染注意地域との往来の際は、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

感染拡大地域

なし

- 感染拡大地域は、直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数15人以上の都道府県が対象となります。

感染流行地域

青森県、大阪府、沖縄県

- 感染流行地域は、直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数5人以上15人未満の都道府県が対象となります。

感染注意地域

北海道、埼玉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、奈良県、島根県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県

- 感染注意地域は、直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数2.5人以上5人未満の都道府県が対象となります。

上記地域に滞在した方へ

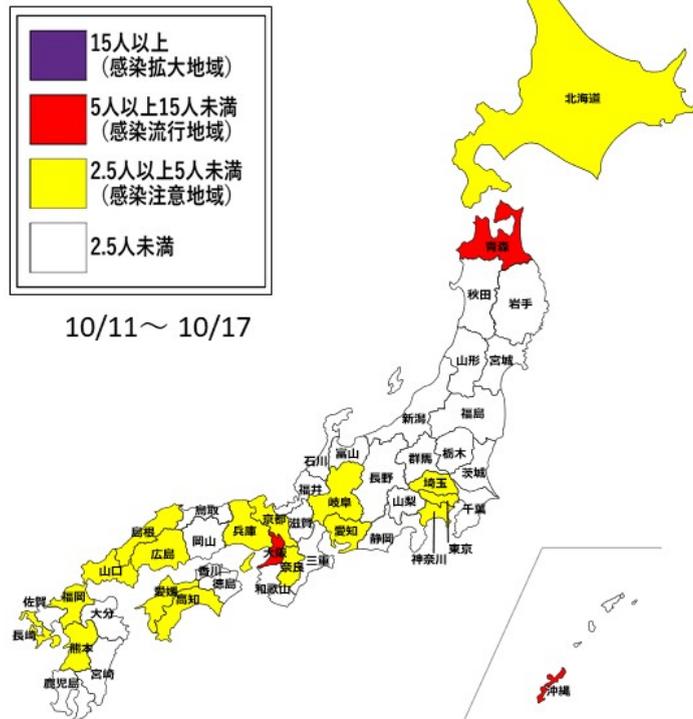
マスク着用を徹底し、毎日体温を測定するなど、より一層の注意をお願いします。

発熱などの症状がある場合は、まずは地域で身近な医療機関（かかりつけ医等）に電話で相談しましょう。

また、受診や相談する医療機関に迷う場合や新型コロナウイルス感染症に関する健康相談は、「新型コロナウイルス感染症受診・相談センター」（0985-78-5670（24時間対応））へ相談してください。

（参考）直近1週間の人口10万人あたりの感染者数

直近1週間の人口10万人あたりの
新規感染者数



[\(JPG : 75KB\)](#)

[過去の感染状況](#)

持続的な警戒態勢

- 県民に、基本的な感染対策（3密回避、マスクの着用、手洗い、手指消毒等）の徹底を要請するとともに、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促進する。
- 県民に、『会食の「みやざきモデル」』を推奨する。
- 全ての事業者に対して、ガイドラインの作成・実践・遵守を要請する。
- 高齢者、未就学児、障がい者（児）等が利用する社会福祉施設等において、利用者又は職員に感染者が確認された場合、当該施設等への必要な検査を実施するとともに、事業継続体制等の支援を行う（詳細は県と協議）。

お問い合わせ

福祉保健部健康増進課感染症対策室感染症対策担当
〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
電話：0985-44-2620
ファクス：0985-26-7336
メールアドレス：kansensho-taisaku@pref.miyazaki.lg.jp

宮崎県 新型コロナウイルス感染症対策特設サイト 〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

Copyright © Miyazaki Prefecture. All rights reserved.

各ページに掲載の写真及び記事等の無断転載を禁じます。